

事務連絡
令和4年1月27日

各都道府県総務部
（人事担当課・安全衛生担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局
（人事担当課・安全衛生担当課扱い）

御中

総務省自治行政局公務員部
公務員課
女性活躍・人材活用推進室
安全厚生推進室

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限の延長について

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、令和2年5月7日付け総行公第76号・総行女第20号・総行安第22号通知及び令和3年1月8日付け事務連絡により周知させていただいているところですが、令和4年1月25日に指針が改正され、当該措置の期限が令和4年1月31日から令和4年3月31日に延長されましたので、参考までに、厚生労働省より各都道府県労働局長宛てに発出された通知（別紙1）、当該措置に関するリーフレット（別紙2）及び特別相談窓口に関するリーフレット（別紙3）について、お送りします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。